

◎新潟県告示第985号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり取り消した。

令和5年9月8日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 取り消した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 取消しの年月日  
令和5年8月1日
- 3 取り消した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○取り消した部分（昭和54年8月30日指定の全部） 南魚沼市塩沢615番1の内、615番3の内、615番4の内	4.00	22.40